

酒々井町災害廃棄物処理計画

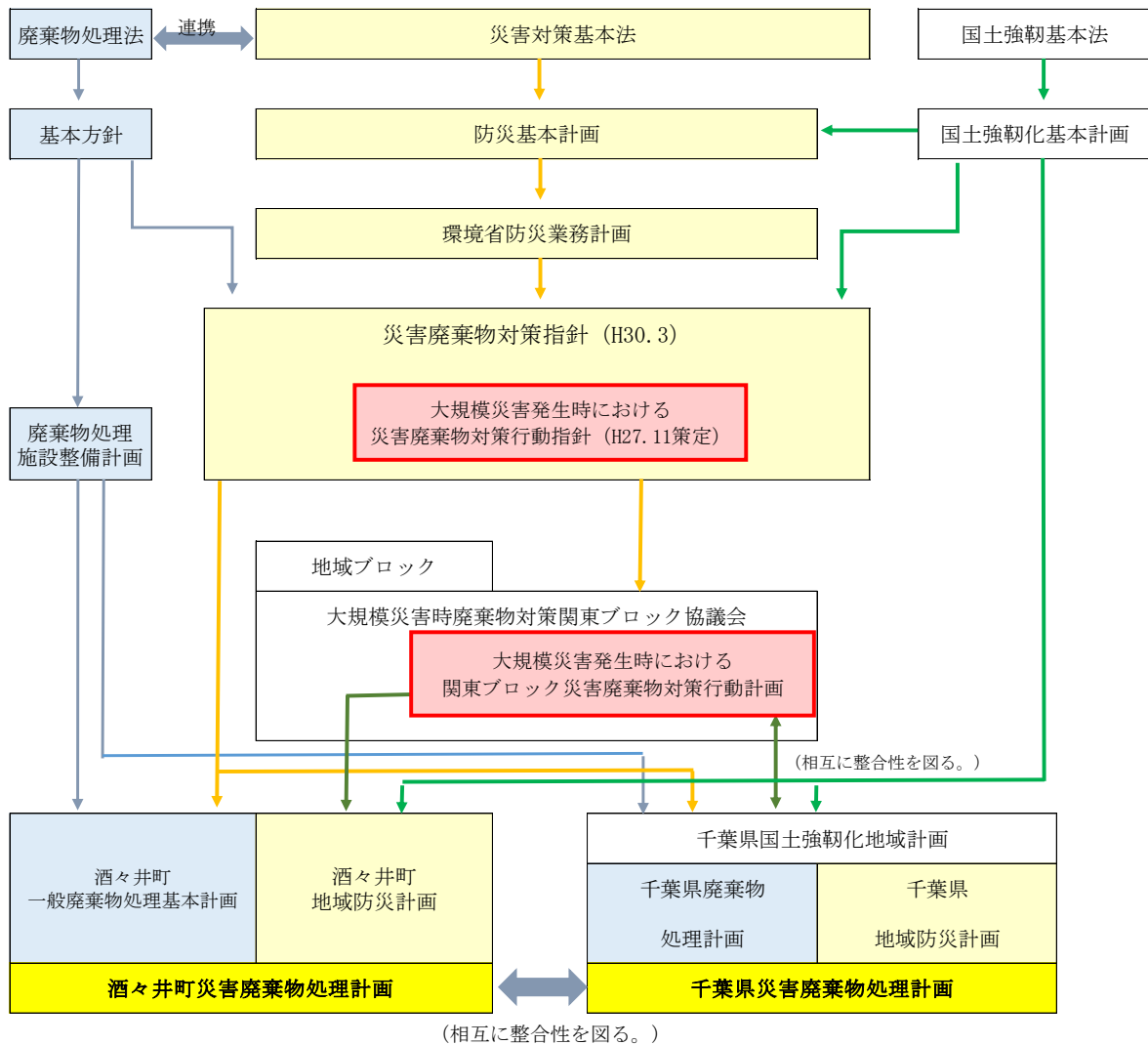
【概要版】

1 目的

東日本大震災や熊本地震といった巨大地震、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨さらに、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風といった風水害等の巨大な災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、酒々井町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂）に基づき策定し、酒々井町地域防災計画とも整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するためのもので、下図に示すとおり位置付けます。



3 計画の構成

第1章 基本的事項

- ・計画策定の背景及び目的
- ・計画の位置づけ
- ・被害想定
- ・災害廃棄物の種類
- ・一般廃棄物処理施設の状況

第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

- ・組織体制・事務分掌
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援体制
- ・職員への教育・訓練

第3章 災害廃棄物処理

- ・基本方針等
- ・災害廃棄物発生量の推計
- ・平常時における災害廃棄物処理の対策
- ・初動期の災害廃棄物処理の対策
- ・応急対応から復旧・復興期までの災害廃棄物処理の対策
- ・収集運搬計画
- ・環境対策、モニタリング
- ・仮設中間処理施設
- ・被災家屋の解体・撤去
- ・分別・処理・再資源化
- ・最終処分
- ・広域的な処理処分
- ・適正処理が困難な廃棄物
- ・思い出の品・遺失物の対応
- ・災害時における県への事務委託

資料編

- ・災害廃棄物発生量の推計式
- ・地震被害想定
- ・風水害被害想定
- ・し尿
- ・仮設トイレ必要基数
- ・避難所ごみ
- ・仮置場必要面積

4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

1 衛生的な処理

- ・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
- ・生活ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

3 計画的な対応・処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、千葉県や近隣市等の連携

5 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理、飛散防止対策
- ・不法投棄及び野焼きの防止

2 迅速な処理

- ・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
- ・発災後、概ね3年以内の処理

4 安全な作業の確保

- ・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

6 リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

5 対象とする災害と被害想定

本計画は酒々井町地域防災計画・資料編の想定地震結果に基づき、地震、風水害による最大の被害を想定して対策を行います。

災害の種類	想定被害	規模	被害状況	災害廃棄物発生量（t）
地震災害	千葉県北西部直下地震	M7.3	建物：133棟	4,772
風水害	令和元年房総半島台風、東日本台風	台風15号、19号並びに10月25日の大雨	建物：396棟	8,878

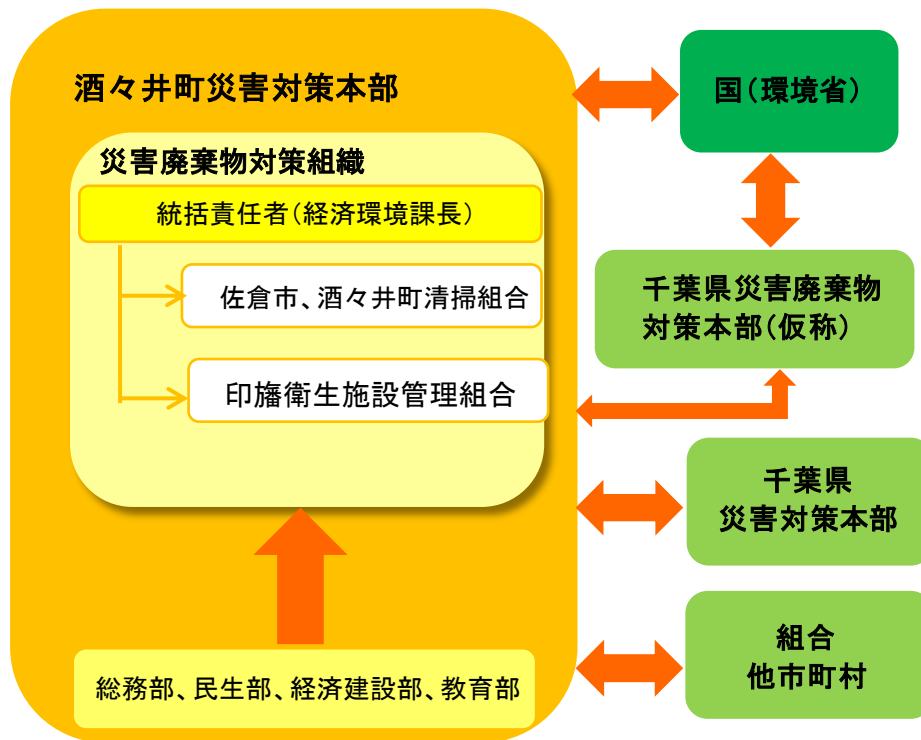
6 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は次のとおりとします。

種類	内容
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
その他	腐敗性廃棄物（畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、水銀を使用したもの、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ等
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿

7 災害廃棄物処理体制

災害時には、経済環境課長が中心となって、関連する対策部と連携し、各業務の遂行にあたります。また、被災状況に応じた、国、県、近隣市町村、民間事業者との協力支援体制を構築し、連携を図ります。



8 災害廃棄物の処理

発災後、本計画をもとに次のとおり、災害廃棄物の処理にあたります。

【処理スケジュール】

	1 年目		2 年目		3 年目	
	初動期	応急対応期		復旧・復興期		
路上の廃棄物の撤去	■					
仮設トイレのし尿の収集	■	■				
避難所ごみの収集	■	■	■	■		
被災現場からのがれきり類等の撤去	■	■	■	■		
損壊家屋の解体・撤去		■	■	■	■	
一次仮置場におけるがれきり類等の搬入・搬出	■	■	■	■		
二次仮置場におけるがれきり類等の搬入・搬出		■	■	■	■	
既設処理施設での処理	■	■	■	■	■	
仮設処理施設での処理		■	■	■	■	
最終処分(広域処理)		■	■	■	■	

【仮置場】

災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合は、被災状況を直ちに把握し、関係機関と調整しながら仮置場の選定を速やかに行います。

・一次仮置場

被災者が自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場であり、発災後速やかに設置します。一次仮置場では搬入される災害廃棄物は適切な分別を行い、円滑な処理及び再資源化に努めます。

・二次仮置場

一次仮置場での処理が困難な場合に設置します。二次仮置場では一次仮置場からの災害廃棄物を集積及び処理し、焼却施設や再資源化施設への拠点として設置します。

〈仮置場の必要面積〉

発災時の災害廃棄物発生量から、必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する場所を確定します。

災害の種類	必要仮置場面積 (㎡)
地震災害	1,278
風水害	2,296.8

9 災害廃棄物処理実行計画

発災後、発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を作成します。本計画において、災害廃棄物の処理を進めるための具体的な方法やスケジュール等を定めます。

計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に関わる精査を行い、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更があった場合には、計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図ります。

酒々井町災害廃棄物処理計画

令和3年3月

発行・編集 酒々井町 経済環境課 環境対策室

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-1

電話 043-496-1171